

(様式第 1 号)

令和 5 年度 第 3 回総合教育会議 会議録

日 時	令和 6 年 3 月 2 8 日 (木) 14:00~15:30
場 所	市役所本庁 北館 4 階 教育委員会室
出 席 者	高島市長 福岡教育長 河盛教育委員 極楽地教育委員 森川教育委員 三宅教育委員
司 会	上田企画部長
事 務 局	上田企画部長、森田総務部長、川原教育部長、野村学校教育担当部長、 田嶋社会教育室長、柏原政策推進課長、長岡人事課長、竹内管理課長、 北條教職員課長、尾上学校教育課長、井村政策推進課係長、村岡人事課主査、 下條管理課係長、正好政策推進課員
会議の公開	■ 公 開
傍 聴 者 数	5 人

1 会議次第

(1) 開会式

(2) 議題 1 社会教育機関の市長部局への移管に関する報告について

議題 2 いじめ対策に関する取組について

(3) その他

2 提出資料

(1) 資料 1-1 組織変更資料

(2) 資料 1-2 社会教育機関の市長部局への移管に関する報告について

(3) 資料 2 いじめ対策に関する取り組みについて

3 審議経過

(上田企画部長)

ただいまより、令和 5 年度第 3 回総合教育会議を開催いたします。

はじめに市長よりご挨拶をお願いします。

(高島市長)

こんにちは。市長の高島です。本日はご多忙の中、令和 5 年度第 3 回総合教育会議に御出席いただきありがとうございます。

さて、先の定例会において、令和 6 年度施政方針を議会及び市民の皆様にご発表いたしました。併せて、令和 6 年度予算も無事御議決をいただきました。

かねてより、私は「教育が一丁目一番地であること」、そして、「対話を中心としたまちづくりを進めていくこと」、この 2 つを繰り返し申し上げてまいりました。この施政方針につい

ては、市長就任時から続けてまいりました市民の皆様との対話、そして職員との対話をもとに、内部で十分に議論を尽くし、作り上げてきました。その一部を御紹介させていただきます。児童や生徒との対話を重ねる中で、特に希望の多かった小学校、中学校の体育館への空調整備については、かねてより多方面から多くの声をいただいておりますことに加え、一定の調査研究を終え、全ての市立学校に整備することを決めました。これからも子どもたちが主体的に自らの学び舎を作り上げるチャレンジを応援し続けたいと考えています。

また、子どもたちが安心できる環境整備を進めるため、校内サポートルームで心のケアを専門に行うP E A C Eサポーターを全校に配置します。併せて、のびのび学級にも高い専門性を持った主任指導員の配置などに取り組み、体制の強化を図りたいと考えています。

一方で、先生方の働き方改革は待ったなしです。より一層取組を進めるため、学校業務改善推進委員会を新たに設置するとともに、統合型校務支援システムを導入することで、業務の軽減を図ります。そして、私たちの目指す「ちょうどの学び」を実現するため、学校の先生による「探究的な学び」研究チーム「ONE STEP p e r s」を新たに立ち上げます。教育アドバイザーの苫野一徳先生をはじめとする外部からの専門的な知見を活かしながら、先生方の主体的な探究の推進を図っていきます。

芦屋には大きな会社、工場がほとんどありません。人で成り立っているまちだからこそ、「人」への投資に力を入れ、私たちが掲げている「教育のまち 芦屋」の実現に向けて、市を挙げて取り組んでいきたいと考えています。教育委員の皆様にも、引き続き御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

また、「うちぶん」についても御報告いたします。昨年から工事を実施しておりました打出教育文化センター、図書館打出分室、打出公園がこの春に生まれ変わります。「打出の小道プロジェクト」を立ち上げ、計画段階から市民の皆様や武庫川女子大学の皆様など、多くの方々に関わっていただきました。改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

オープンに先立ち、3月3日には、小学生を対象にしたワークショップを実施し、ブックトラックを作りました。子どもたちが力を合わせて作ったこのブックトラックは、図書館打出分室で活用しますが、より愛着をもって使っていただけるのではないかと思いますし、オープンに立ち会ったということも、また大切な思い出として記憶に残るのではないかと考えています。

そして、今月31日には、リニューアルイベントを開催します。当日は楽しいステージのほか、施設内を満喫いただける企画も満載ですので、ぜひお越しください。

さて、本日は、「社会教育機関の市長部局への移管に関する報告について」、そして、「いじめ対策に関する取組について」、以上2点を議題としております。委員各位の忌憚なき御意見を頂戴できればと思っております。芦屋の子どもたちのため、よりよい環境、よりよい学びの環境を作ることができるよう、有意義な会議にしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(上田企画部長)

ありがとうございました。

それでは、議題(1)社会教育機関の市長部局への移管に関する報告について、説明をお願いします。

(長岡人事課長)

総務部人事課の長岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて御説明申し上げます。

昨年１２月に社会教育機関等の移管につきましては、教育委員会での御同意を得て、その後市議会において、条例改正の御議決をいただいたところです。

現在、本年４月１日付け市長部局への移管に向けて、事務的な手続を進めております。関係規則等につきましてはの改廃におきましては、２月開催の教育委員会において御議決をいただいておりますので、それを踏まえた上、この４月に向けての組織改正の概要と社会教育に関する事務の意見聴取等について御説明を申し上げます。

まず、資料１－１をご覧ください。

令和６年４月１日に予定しております社会教育機関等の移管に伴う主な組織改正についてでございます。表に沿って御説明をさせていただきます。企画部におきまして、市長公室に広報国際交流課と秘書課の２つのセクションがございましたが、今回、秘書課と広報国際交流課の広報部門を統合いたしまして、秘書・広報課を新たに設置いたします。

同じく、企画部の中に新たに国際文化推進室を設置いたします。福祉など市長部局での他の施策との連携を深め、より一層進めていきたいという考えのもと、室を設置いたします。その室の中に、教育委員会社会教育室にございました図書館、市民センター・公民館、スポーツ推進課を設置するものです。また同室内に、国際文化推進課という新たな課を設置いたします。所掌範囲といたしましては、広報国際交流課の国際交流系の業務と生涯学習課の文化財系の業務、管理係の一部の業務を担うこととしております。

一方、教育委員会におきましては、社会教育室に属しておりました大半の業務が市長部局に移管されることになりますので、社会教育室については廃止し、同室にございました青少年育成課を教育統括室に配置するものです。

また、生涯学習課管理系の業務の一部を担う社会教育推進課を新たに設置することとしており、当課を中心として社会教育の振興を目指すこととしております。

資料に掲載はしておりませんが、社会教育推進課長及び国際文化推進課長につきましては、市長部局と教育委員会を併任することとしており、双方の業務を担うことができるよう人事配置してございますので、ここを中心に据えて連携を深めていくことを考えております。

次に、資料１－２をご覧ください。

社会教育に関する事務の意見聴取等についてでございます。社会教育に関して、教育委員会の意見を聴取することについての法的根拠について列記しております。

まず、１つめ、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第２９条において、教育委員会に意見をきく事項を規定してございます。そのうち、「歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分」、「その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合」については、市長が教育委員会に意見を聞かなければならないと規定されております。この点については、これまでと何ら変わりはありません。

次に、社会教育法第８条の２及び社会教育法第８条の２の規定に基づく教育委員会の意見聴取に係る事務を定める規則については、２月の教育委員会で御報告いたしましたが、「特定社会教育機関、今回移管された社会教育機関の設置及び廃止に関する事務」については、必ず教育委員会に意見をきく必要がございます。

また、「特定社会教育機関の管理に関する事務のうち、新たに開始、または終了することにより教育活動の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるもの」についても、必ず教育委員会の意見を事前にきく必要があるとされております。この規定につきましては、社会教育機関等が市長部局に移管されている市町におきまして、ほぼ同様の内容の規則となっており、本市独自の規定ではございません。

具体例といたしまして、図書館や公民館を新たに設置したり、または廃止するような事情が生じた場合には、事前に教育委員会の意見をきく必要がございます。

また、図書館事業の中で新たに開始、または終了することによって、学校等との円滑な活動に支障が生じるおそれがあるなどの事象が生じた場合につきましても、事前に市長は教育委員会に意見を求めるということでございます。

学齢期の子どもを対象とした事業のうち、学校教育と密接に関連する事業につきましても、開始、終了するような場合におきましても、事前に市長は教育委員会に意見を求めるというところが法的な根拠というところでございます。

次に、社会教育法第8条の3の規定に基づく特定事務の管理及び執行についてでございますが、職務に関して必要と認めるときは、教育委員会が意見を述べることができるという規定であり、教育委員会が主体的に市長に意見を求めると解していただければと思います。

説明は以上です。

(上田企画部長)

説明は終わりました。ただいまの議題につきまして、御質問等ございましたらお願いいたします。

(河盛委員)

国際文化推進課課長と社会教育推進課の課長は併任ということですが、課長以下の職員の方々についても併任ですか。

(長岡人事課長)

課長と文化推進係長が併任でございます。

(河盛委員)

わかりました。では、新たに設置される社会教育推進課について、課長は併任されるのか、単に市長部局の連絡機関の窓口という位置づけなのか、あるいは、積極的に市長部局と連携をとっていく窓口になるのか、どのような位置づけと考えておられるのでしょうか。

(長岡人事課長)

社会教育活動の推進、いわゆる社会教育の根っこの部分は、教育委員会が今後も責任をもって進めていくこととしており、社会教育推進課を中心に市長部局と連携をしながら事業を実施していくことを想定しています。社会教育施設が市長部局に移りますので、その実施する事業等について意見をしていくことになろうかと思っています。

(三宅委員)

社会教育の根っこの部分とは、どういうことを想定されておられるのでしょうか。

(長岡人事課長)

イメージ的にいいますと、社会教育の企画立案など社会教育の推進に資する大きなところを社会教育推進課が担うことを想定しています。

(三宅委員)

イベントなどそういうことを指しておられるのでしょうか。

(長岡人事課長)

社会教育施設で実施するイベントについては、市長部局に移管します。そもそも市として社会教育をどう推進していくのかなど、根本の市の考えや方向性について検討していことを想定しています。

具体的には、新たな体制で実際に動きながら考え進めていくということになります。

(三宅委員)

分かりました。

(福岡教育長)

新たに設置する社会教育推進課をどう機能させていくかというのは、教育委員会の役割だと思っています。教育は学校教育と社会教育に分けられます。学校教育は義務教育を中心とした教育、社会教育は、主に青少年や成人に対する学びであり、どう構築して保障していくのか、どう進めていくのかを、今後は市長部局と一緒に進めましょう。教育委員会自身が、これまで進めてきた社会教育をどう考えていくのかが問われると思っています。市民のニーズ等を踏まえた上で、より主体的に関わっていくことが求められていると思いますし、一緒になって構築していくという大きな役割がありますので、教育委員の皆さんも一緒になってやっていただきたいと思っています。

(三宅委員)

そうであれば、打出教育文化センターには図書館のほかにのびのび学級もありますので、今後、市長部局と一緒に何かを考えてやっていくという可能性もあるということでしょうか。

(長岡人事課長)

打出教育文化センターにつきましては教育施設ですので、元々教育委員会の施設ではございますが、その取組の内容によって社会教育や生涯学習に関することであれば、社会教育推進課や国際文化推進課も関わりながら進めていくということは十分あり得ると思います。

(三宅委員)

分かりました。ありがとうございます。

(森川委員)

先ほどの国際文化推進課と社会教育推進課の課長が併任という点について、連携のためという御説明をいただきましたけれども、スポーツ推進課、市民センター、図書館も社会教育機関ではあるものの、連携については国際文化推進課のみが担っていることについて、連携という点についてのお考えをお聞かせいただけたらと思います。

(長岡人事課長)

今回、課長職の職員に国際文化推進課と社会教育推進課を併任させることとしておりますが、国際文化推進課を室の筆頭課として、社会教育施設である体育館・青少年センター、公民館、図書館などと連携をしていくということでございますので、職員の併任の有無によるものでございません。

(極楽地委員)

このたびの社会教育の移管に関しましては、組織改変や条例の改正など本当に大変だったと思っております。御尽力に感謝申し上げます。

前回の総合教育会議や教育委員会の会議等でもお伝えしておりますが、今回このような形にはなりますが、教育の中立性、継続性、安定性、レイマンコントロールの確保、これを大事にしていきたいということを改めてお願いしたいと思います。これらのことは本当に重要であると考えておりまして、これを大切にしていただけるということで賛同いたしました。ぜひよろしくお願いいたします。

教育長や三宅委員からもお話がありましたように、教育の要である企画推進及び調整に関すること、これについては変わらず教育委員会の事務分掌にありますので、引き続き教育委員会の責務として全うしていかなければならない。私自身もこの覚悟を持っておりますので、よろしくお願いいたします。

行政の組織改編、行政以外もそうなのですが、職員の方の配置については、市民の皆様への変わらないサービスというところへの影響、また職員の皆様自身の待遇や環境の担保、全ての人のウェルビーイングについて、以前よりお願いしておりましたので、こちらも重ねてお願いいたします。

組織改正や条例の改正のほか、職員定数の改正もあったと思いますが、改めて今回拝見しまして、思っていた以上に大きな改正だったということを実感しておりました。現場では不安や混乱、地域や他のところでも心配とのお声を聞いておりまして、地域の皆さんや職員の皆様からこうしたお声をお聞きすると、本当に心が痛むときもあるというのが正直なところだと思います。大規模な組織改編をした後というのは、1、2年は本当に大変だと思いますので、人的配置については量と質の両方の面からのマンパワーが必要だと私は思っておりますので、来年度以降も状況に応じた組織改正と人事の適正配置というものを引き続きしっかりとお願いできればと思っております。よろしくお願いいたします。

（長岡人事課長）

それぞれの職員に聞き取りができていくわけではございませんけれども、館長やセンター長とは十分に話をしており、現場レベルではそれほど不安感を持っていないとの意見を聞いてございます。ただし、委員がおっしゃったとおり、地域や市民の皆様が不安に思われていることも確かにございますので、それぞれの担当課において引き続き対応させていただきたいと思っております。人員配置につきましては、市全体で限られた職員の中でやりくりしているという状況もございますので、今後も最適な配置に向けて協議を続けてまいります。

（極楽地委員）

ありがとうございます。前回の会議でもお伝えしましたが、現場で対応をされておられる方は本当にたくさんいらっしゃって、その方たちは変化についていくことに本当にしんどい思いをなさっているということは忘れずに、私自身もそうですけれども、対応していきたいと思っております。

（高島市長）

前回の総合教育会議でも感じておりましたが、職員の配置やモチベーションなど個々の職員のことについても考えていただきありがとうございます。

本当におっしゃるとおり、私もこの1月以降、コミスクをはじめ様々な機会に地元のイベントに参加することが多かったのですが、そこでも組織が変わるらしいけれど、どうなるのかなど、いろんなお声をいただきました。教育長と一緒に時間が多かったので、教育長からも

説明していただくなど、様々お伝えはしてきたのですけれども、変わるということだけがクローズアップされますと、やはり御不安に思われる方もいらっしゃると思います。引き続き機会あるごとに、私だけでなくどうか皆様におかれましても一緒に丁寧に対応していただけますと幸いです。

(極楽地委員)

よろしくお願いします。

(福岡教育長)

市長と一緒に様々なイベントに出ているのですが、スポーツ、市民センター、図書館等が市長部局に移管されるからといって、教育委員会が今後関わらないということではありません。今後も従来どおり教育委員会も出席させていただきたいと思っています。所管は市長部局になりますが、今後も市民の皆さんとお顔を合わすということはしなければならぬと思っています。

(森川委員)

人員配置についてお聞きしたいのですが、社会教育機関が市長部局に移ったことによって、もともと教育委員会でおられた人員の数がそのまま市長部局のほうに移ったという理解でよろしいのでしょうか。移ったことを理由に減員になったなどというお話ではないという理解でよろしいのでしょうか。

(長岡人事課長)

図書館、市民センター、公民館、スポーツ推進課につきましては、現員数をそのまま移管してございます。ただし、生涯学習課については、業務の一部は教育委員会に残りますのでその点においては、国際文化推進課は生涯学習課の現員数ではありません。ただし業務に応じて配置しているという状況ですので減員してはおりません。

(極楽地委員)

ありがとうございます。教育長からの御説明をお聞きして、私も安心いたしました。

ただ、あまりネガティブなことは言いたくはないのですけれども、最近、感じますのが現場や地域のバランスみたいなものがちょっと崩れてきているなということです。肌感覚なのですけれども感じることもあります。もちろん新型コロナの影響というののがかなり大きいとは思いますが、芦屋はこれらのバランスがすごく絶妙に保たれてきたまちだなど他市から移り住んで以降感じておりました。このバランスを崩さないために尽力してくださった方々がたくさんいらっしゃいます。今回のことでその方たちが板挟みになって疲弊してしまうということは避けていただきたいと思っております。改革というものは私自身あまり好きではありません。歴史や伝統というものがあつた上で、革新がこれにプラスされると考えております。改革だけを重んじるとスピード感がでてしまい、情報も共有されずそれこそ対話以前の話になってしまいます。苫野一徳先生がおっしゃっておられた自由の相互承認、それに尽きるなと思っておりますので、どうかバランスは大切にしていきたいです。これも以前からお伝えしておりますが、論理と情緒のバランスを大事にしていきたいなと思います。より芦屋の教育の高みを目指したいという思いは一緒ですので、引き続きよろしくお願いいたします。

(高島市長)

そのお話は、それこそ最初のときから言ったださっていると感じていますし、歴史や伝統といったところで言いますと、市長就任以降この1年弱の間ではありますが、市民の方々とお話する機会は本当にたくさんありました。バランスを保とうと、実は見えないところで尽力されている方々がたくさんいらっしゃるんだということを本当に実感しています。そういう方々は、陰のご苦勞や努力など表立ってお話されることはないので、そのあたりをどうやって対話していくかということは、教育委員の皆さんのお力もお借りすることもあると思いますが、私も教育長、そして職員も含めてしっかりと対話していく、改めて認識いたしました。ありがとうございます。

(森川委員)

資料1-2についてお伺いします。「社会教育法8条の2の規定に基づき教育委員会の意見聴取に係る事務を定める規則」と記載されている点について、ここには教育委員会の意見をきく事項が書いてあるのですが、これ以外にも教育委員会に意見を聞いていただくということは想定されるのでしょうか。

(長岡人事課長)

社会教育法8条の2の部分につきましては、施設の設置、廃止であったりとか、事業の開始、終了について、事前に教育委員会の話を聞きなさいと規定されております。これに加えて、予算や、条例の改正など議会の議決を要する部分については、今までどおり教育委員会に事前に諮る必要があるということでございます。今回の機能といたしましては、教育委員会が主体的に市長部局に意見を述べるができるというところでございますので、その状況に応じて市長に意見を聞いてみたいということがございましたら、そこは幅広にやっていきたいと考えているところです。例として挙げておりますのは、計画の策定や施設を大きく変えるような事象が生じたときなどですが、これ以外にも当然教育委員会として市長に意見を述べるということのは生じてくるかと思いますが、現時点ではその具体までは記載してございませんので、今後、時々に応じて御協議いただければと考えているところでございます。

(森川委員)

その8条の2の規則というのが、「特定社会教育機関の設置及び廃止に係る事務」とか「教育活動の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるもの」ということで、かなり限定的に記載されていますよね。

(長岡人事課長)

はい。

(森川委員)

この限定的な項目以外にも、適正な教員の確保という観点から聞いていただいたほうがいいような事項もあるのではないかと思います、そういった場合どうなるのかなというところをお聞きさせていただいたかった次第です。

(森田部長)

今回、この資料で御説明しているのは、法令上の根拠に基づいてこういう規定がありますということで御紹介しておりますが、この総合教育会議は協議・調整の場として設立され

たものでございますので、この場も活用いただき今回のように忌憚なき御意見をいただければと思います。

（森川委員）

総合教育会議の場ではないときでも、意見を聞いていただけることがあってもいいのかなと思いました。

（長岡人事課長）

もちろん教育委員会の場合だけではなく、協議会の場でも御意見をおっしゃっていただき、必要であれば、関係機関も出席させていただくということも十分可能かなと考えてございます。

（森川委員）

あともう一点ですが、資料1-2の一番下に記載の「教育委員会が意見を述べることができる」ことについて、意見を述べるためには情報は当然必要なので、情報をいただくという、そういう観点での何か担保的なものとかがあったらいいのかなとも思いました。そのあたりはどうでしょうか。

（長岡人事課長）

例えば、計画策定については、その策定過程において市内部での幹事会、本部会を踏みますので、これらのタイミングで教育委員会の皆さんにも御意見をいただくということは可能かなと考えてございます。

（森川委員）

ネットで拝見したのですが、神戸市さんは「社会教育の適切な実施の確保に関する規則」を策定されておられます。そこには、私が申し上げたような情報提供に関する事など明記されているので、こうしたものがあったほうが連携も進んでいくのではないかと思います。今後検討いただけたらと思います。

（長岡人事課長）

来年以降実際にやってみて、やはりそういうものがあったほうがいいよねということがございましたら、その時々検討してブラッシュアップしていく必要があるかと思いますので、全く否定するものではございません。

（森川委員）

ありがとうございます。

（高島市長）

あと、この総合教育会議ですが、今年度は3回開催しており、例年より多いです。市長部局と教育委員会が、こうした公開の場で直接話を交わすということは大事だと思っています。ですので、私はできるだけこうした場を設けたほうがいいのではないかと考えていますので、よろしくお願いします。

（福岡教育長）

こういうオープンの中で協議するということは、議会の皆様にも市民の皆様にも知っていただくことにもなります。市長がおっしゃったように、令和6年度に関しては、より市民の皆様に関わりやすく可視化するという意味においても開催していただきたいと思います。

(上田企画部長)

それでは続きまして、議題(2)いじめ対策に関する取組について、説明をお願いします。

(尾上学校教育課長)

学校教育課尾上です。よろしくお願いします。

それでは、いじめ対策に関する取組について説明いたします。

これまでの経過でございますが、令和3年12月、市内小学校において事案が発覚し、その後いじめ重大事態と認定しました。令和5年12月に調査報告書を受けて、教育委員会では再発防止策を検討してまいりました。

また、市長部局主催の本部会議にて、教育委員会だけでなく、市長部局と一体となって対応を協議し、情報共有を図り連携していくことを確認したところです。

教育委員会としましては、再発防止についての取組として、8点挙げております。

1点目は、こどもの人権に配慮した生徒指導についてです。

教職員が人権に配慮した生徒指導ができるよう体制を整え、安心・安全な風土の醸成が築けるように支援し、スクールカウンセラー等の効果的ないじめ対応における活用を推進してまいります。

2点目は、いじめを重大事態化させないための適切な初期対応についてです。

法のいじめの定義を限定解釈せず、いじめを判断する場合にいじめを受けている側に寄り添い、いじめにつながる行為を見逃さず、気づいた段階で情報共有を怠らないという態度を維持することが求められているため、教育委員会では法の理解を深め、学校が初期対応を円滑に進められるよう指導助言を行ってまいります。

3点目は、組織的・継続的な対応についてです。

学校いじめ対策組織が、いじめ未然防止、早期発見、事実確認、事案への対応等を的確に進めるために、管理職の強いリーダーシップのもと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの協働的な指導・相談体制を構築することができるよう支援してまいります。

4点目は、情報の「可視化」と「記録化」による情報共有についてです。

いじめ対応の評価と検証のために、いじめ問題に係る会議の記録を作成し、保存すること。教職員は、対応経過の記録を正確に残すこと。情報共有は個々ではなく、一堂に会して行う時間を設けること。以上のことを学校に対して周知徹底してまいります。

5点目は、いじめ重大事態調査終了後の教育委員会・学校との対応と研修の充実についてです。

市内の全ての学校に向けて、教職員のいじめ対応力の向上に役立つ研修機会の提供や、各校のいじめ防止基本方針の内容及び実施状況等について確認し、必要な指導助言を行います。

また、今後実効性のあるいじめ対応を行っていくため、研修の質・量等の充実を図ってまいります。

6点目は、実効的な「チーム学校」に求められる視点と姿勢についてです。

「一人で抱え込まない」、「どんなことでも問題を全体に投げかける」、「管理職を中心に、ミドルリーダーが機能するネットワークをつくる」、「同僚間での継続的な振り返りを大切にする」といった姿勢を教職員及び多職種の専門家等が意識することにより、実効的に「チー

ム学校」を機能させていくことができる体制づくりを支援してまいります。

7点目は、関係機関やスクールロイヤーとの連携についてです。

問題が重大化してから外部弁護士に相談するというのではなく、初動段階から適切な助言を得られる体制の構築を目指します。

最後に、いじめ対応におけるガバナンスについてです。

いじめ対応を適切に行うため、平常時から外部の関係機関と連携を図れるよう学校組織の機能を検証し、効果的なサポートができるよう努めてまいります。

今の8点の再発防止の取組から、令和6年度の新規事業として4点ございます。

1点目は、実際の事例などをもとに、専門家を講師とした実践的ないじめ対応研修を実施してまいります。

2点目は、いじめ対応の際に中心となって適切な対応ができるよう、教育相談コーディネーターの育成を図ってまいります。

3点目は、弁護士によるいじめ防止に関する授業を法的な視点から学ぶための研修を実施してまいります。

4点目は、子どもたちの学校への適応感及びいじめなどの緊急対応の必要性の指標を図るためのソフトウェアを試験的に導入いたします。

今後もしじめ対策につきましては、確実かつ継続的に取り組み、何より信頼回復に全力を尽くしてまいります。

また、芦屋市いじめ問題対策審議会において定期的に取り組状況を報告し、教育委員会、学校の取組の検証を行い、適宜改善を図ってまいります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

(上田企画部長)

先ほどの説明についてご意見等ございましたらお願いいたします。

(河盛委員)

まず今回、いじめ対応ですが、新規事業の予算が迅速に措置されたということは、非常に評価できると思っています。先ほどのご説明をお聞きする中で感じましたのは、いじめが起こってから、それが重大化しないよう対応していくということに重点が置かれているのかなと思いました。いじめというのは、昔からある問題なのですが、要するに弱い者いじめ的なものですよね。今のいじめは、SNSとかスマホが関連しているものが半分くらいありますよね。これに対応するための指導は必要だと思います。また、突発的にいじめてやろうなどと思って起こったものではなく、何かの行為や発言が非常に嫌だったということが原因で、それが結局いじめにつながることもあり、言った方は悪気なく普通に言ったつもりでも、言われた方が嫌であれば、それはもういじめになってしまう。つまり、誰でもいじめの加害者になる可能性があるということです。相手が嫌がっていれば、その場ですぐにごめんねと言っていれば問題にならなかった事案が半分くらいあるのではないかと思います。ですので、こうしたところについても、もう少し対応することが大事じゃないかなと思うのです。

あと、教育委員会の70周年記念誌をみていたのですが、いじめに関するところで児童会や生徒会でいじめについて話し合った、検討したなどの記載があったのですが、令和6年度の教育指針を改めて確認するとあまりこうしたことについては記載されていませんよね。芦屋の子どもたちはかなり優秀ですよね。その子どもたち自身が、いじめについてどうすればいいのか、自発的に考えることが大事ではないかと思うのです。そうした取組をされるのも大事じゃないかなと考えたりもいたします。

(福岡教育長)

コロナ前には、児童会や生徒会の子たちが主体的に話し合うスマホサミットというものを県立大学の先生を迎えて実施したという経緯がございます。打出教育文化センターで小学校、中学校の子どもたちが一緒になって議論し、スマホの憲法を作ろうなどという話になって、すごく盛り上がりました。自分たちが考えて決めていくという過程は非常に大切で、この取組は高い評価を受けました。子どもたちが主体的に考えるということを押しつけるのではなく、自らやるんだという主体的な行動、活動はやっていくべきだと思います。みんなで考え守っていくという取組は、教育委員会としても、学校と一緒にやっていきたいと思いますが、野村部長、いかがでしょうか。

(野村学校教育担当部長)

今おっしゃられた取組については、コロナ前に実施しておりました。児童生徒のいじめに対する取組といたしましては、昨年の10月に、潮見中学校の生徒会が、文部科学省主催の全国いじめサミットに兵庫県代表として参加してきました。全国のいろんな取組、同じ中学生の取組を聞き、交流を深めて帰ってきたのですが、この取組を自分の学校だけではなく広げていきたいという声が上がっています。教育委員会としてもこれを広げていければと思っております、どういうやり方がいいのか、今探っているところです。

委員各位のご指摘のとおり、生徒自身に主体性を持たせていくことは大事だと思っています。今回の潮見中学校の取組については、校内では共有できたのですが、それはもったいないということで、ぜひ他校にも広げていきたいということから、その時期など探っているところです。オンラインという方法もございますので、ハイブリッドでの開催なども視野に入れて考えているところです。

(三宅委員)

今の御意見をお聞きして思ったのですが、子どもたちが自分の意思で参加して学んできたものをみんなで共有するというのはすごくいいことだと思いました。ただ、実際に起きたときにもみんなで話し合うことができるかというのはまたこれとは違ってくると思うので、一番大事なのは、起きたときにみんなで話し合えるということなのかなと思いました。

(極楽地委員)

私も委員の皆様の御意見をお聞きして本当にそうだなと思いました。私も事象が起こった時点での初期対応の重要性、これがもう大事だと思っています。私自身、教育委員になってから、様々な研修や講話に出席し学ばせてはいただいているのですが、実際に理解して対応するというのは、知識がある程度ある大人でもかなり難しいと感じております。それが子どもたちが主体ということに、保護者や周りの大人が関わられるということが最近本当に多くなっています。これが以前とは違う状況を起こしているのではないのかとも感じております。日本全体、みんなが忙しくなり過ぎていて余裕がなくなっていると感じます。そうした中で問題が起きてしまうと、そこに時間が取られてしまう。そうであれば、問題を避けよう、起こさないようにしよう、問題が起こったときは守ろうという保身の意識がすごく強くなっているという気がいたします。先ほどの話にもつながるのですけれども、それによって対峙や相手を理解しないという状況につながっている。私は芦屋の子どもたちにこれを一番学んでほしいと思っております。高校生になると市外に出る子が急に増えてまいります。自己責任も求められる年齢でもありますが、市内で学校に通っているところは大丈夫だったと

しても、このタイミングで世界が広がることにより、ちょっとしんどくなり不登校になったりするというお話も聞いたりいたします。こうしたことをふまえて、来年度、打出教育文化センターにおいて、非認知能力の研修などもしていただくと伺っております。また、青少年愛護センターでも、最近、非認知能力に関する先生をお呼びしたなどともお聞きしましたので、私自身もいろいろ学んでいきたいと思っています。相手を思いやり寄り添うということ、大人も子どももお互い自立し合うこと、これらもまた必要ではないかなと思っております。

（三宅委員）

私もすごく感じておりまして、自分自身に満足していることが大切で、よく言う自己肯定感が高くなると相手の意見も聞くことができますし、相手に対してやさしくなれるとでもいいでしょうか。先ほど子どもたちの学力は高いというお話がありましたが、アンケートでも勉強が嫌いだけども学力は高いということや、幸福感については、他市の子どもたちと比べてちょっと低いというところについて、芦屋の子どもたちはストレスを感じているのかなと思いました。そうした意味でも、この結果は、もしかするといじめに関係がないとは言えないのではないかなと思っております。これから芦屋でちょうどの学びに取り組んでいただいて、子どもたちも大人もみんなが自己肯定感を高めることができればいいなと思いました。極楽地委員のおっしゃったような取組は、本当に大事なことだと私も思いました。

不登校の子どもたちの取組をされておられる方からも、公教育での「ちょうどの学び」によって、みんながハッピーになれるような学校、そして地域になればいいなというお話も聞いておりますのでよろしくお願いいたします。

（高島市長）

「ちょうどの学び」については、教育大綱にも掲げていますが、まさに一人ひとりが自己肯定感を高める、学ぶことは面白いよねとか、楽しいよねって。学ぶということは、何もテストの点数を上げるとかそういう話よりも、新しいことをみんなで知る、一緒にみんなで学び合うことが楽しいと感じる環境であり、そこはすごく大事だと思っています。学力が上がることを是とするような、何か過度に学力に偏重しがちな環境にいる子どもたちは少なくないと思っています。ですので、ここは教育委員会として、教育の中身を考える上でぜひ題材にしていいただければと思いますし、テストの点数よりもはるかに大事だと考えています。その結果として、点数が上がってよかったねということであればいいと思うのですが。つまり、そもそも大前提のところですよ。まさに非認知能力とおっしゃっていただきましたが、自分自身を大切にできるとか、自己肯定感を高めるとか、様々なキーワードが出てきましたが、そういうことだと思います。

（極楽地委員）

市長にお願いがあります。これは日本全体の問題だと思いますので、県・国にも伝えていただきたいです。よろしくお願いします。共働きのご世帯も増えて、私自身もそうですけれども、皆さん余裕がなくなっている中で、様々なことが重なっていろいろな問題が起こっていると感じています。みんなの意識を変えていかないといけないと思っています。「お互いさま」、「おかげさま」という言葉を私はよく使っているのですが、この気持ちを忘れてはいけないなと思っています。いじめの問題もそうですけど、本当に悪いと思っても謝ることができなかったり、また、加害者が被害者になる場合もあります。お互いさまという思いをみんなでつなげていかないといけない。相互理解することで問題を未然に防ぐこともあると思いますので、そこは意識していきたいと思っています。以前から森川委員がおっしゃ

っておられましたように、スクールロイヤー、あとスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーさんなど、専門的な方がおられることは、すごく安心があると思います。どなたでもいいということではなく、芦屋のことをきちんと理解されておられるかたにお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（高島市長）

いじめ対策として何をやるのかという話になったとき、すぐイメージされるのがここにお示ししているような新規事業なのですが、ただ、この話というのはどちらかというと最初に御指摘いただいたとおり、起きてからそれが重大事態にならないための対策だとの御指摘は確かにそのように見えると思います。必ず対応すべきことですので、その点においてはすごく大事だと思っております。ただ、学校の雰囲気であったりだとか、学びに対する考え方があったりとか、子どもの話だけじゃなくて、保護者の方々、地域の方々も含めて、学校としてどういうところを目指していくのかということについても、本質的に大事な部分だと思っています。ここについては、教育委員会に期待したいなと思っております。芦屋の子どもたちは、学力は高いけれど幸福感は低いって、それこそとても悲しい話だと思うのです。これについては、市としても何とかしたいなと思っておりますし、教育委員会と一緒に考えていきたいと思っています。

（福岡教育長）

雑誌のインタビューで、任期を終えたあとは何をするのですかって聞かれたときに、畑仕事をしますって答えたんです。土いじりというのは教育と一緒になんですよと答えました。花や実をつけるために、一番大事なのは土づくりなんです。土づくりは何を指すのかといいますと、環境整備なのです。子どもたちが学びの場で日頃から寛容に人の話が聞ける、そして思いを語れる。これは学習環境がないと駄目なのです。子どもの居場所には自分の机・椅子の物理的空間がある、認めてくれる人がいる、そして授業が分かる。この3つは3大原則だと私は思うのです。そのために探究的な学びに力を入れていくわけです。これは一つの基本ベースなので。

もう一つは、今の学校、本当にこれでいいのかということです。家から出られない子、登校できるけれど教室に入れない子、のびのび学級に通う子など本当に様々です。違うとかおかしいとかそうではなくて、どんな状況の子に対しても寛容な形で受け入れができることが大切です。つまり考え方の転換です。一人ひとりを否定するのではなく受け入れる。そのための一つの方策である働き方改革を進めていくことで、先生も余裕をもって子どもたちを見ることができるようになることが急務です。そういう環境が大事なのです。これについては、来年度の予算に措置していただいている。土づくりをしっかりとするための提言をしていくのが教育委員会の役割だと思っています。

じゃあどうするか、ということと、令和6年度は外部弁護士の力を借りることや、学校にコーディネーターを配置等の方策をします。このことで、さらに芦屋のいじめ、不登校に対する対応が進んでいくと思っています。

（森川委員）

先ほど、教育長から土の話がございましたし、他の委員からも、いじめが起きてからの対応のこと、そして未然防止、予防というのが大事だというお話もありました。その点なのですけれども、おとといぐらいに文部科学省から不登校の要因について、子どもさんの認識と先生方の認識に差があるのではないかということで、学校側の認識に基づいて回答する方法

を見直すとの記事を読みましたが、その先生方の認識と子どもの認識の乖離について、事例というか、そういったところに着目してもいいのかなと感じているところです。といいますのも、昨年の全国学力・学習状況調査結果で、いじめはどんな理由があってもいけないことだと思おうという質問に対して、芦屋市の数値は全国より下回っていましたし、困り事や不安があるときに先生や学校にいる大人にいつでも相談できるかとの項目についても下回っていました。また、先生は自分の言うことを認めてくれていると思うという設問についても下回っていた結果が出ています。先生方もいろんな取組をされて頑張っていたいただいているとは思いますが、ひょっとすると子どもとずれが生じているのかもしれないなと気になっています。文部科学省の不登校対策である「C O C O L Oプラン」で、学校のルールを見える化して、学校をみんなが安心して学ぶ場所にする取組が紹介されていることを知りました。これは子どもたちの視点で学校や学習のルールを数値で捉えて可視化し、各先生方が漠然と感じていた学校や学習の強みや弱みをチーム学校で捉えて、課題解決に向けた学校運営や支援を行うということ。そういうもののようなのですから、学校の風土を見える化するという取組をされているようです。

先ほど、土のお話とか、学校の雰囲気とか風土というお話がありましたけれども、そういった学校風土といじめとの関係を第三者的な目で可視化をして、それに基づいて対策を立てていくというふうな視点もあつたらいいのではと思いました。それには、予算や人が必要だと思うのですが、その点について何かご検討されていたりするのでしょうか。

（野村学校教育担当部長）

先ほどの森川委員からのご発言につきまして、まず一つは、この4月から取り組む予定としておりますのが「スクタン質問紙」です。これは、主体的、対話的で深い学びの実態を可視化するもので、苫野先生が理事の社団法人がございまして、その研究者であられる山口裕也先生という方とでつくられたものです。いろんな質問項目がございまして、その中に協働という項目があつたりするんですね。その協働性が少し落ち込んだ状態にあるとチャートに出てきたら、我々は授業づくり、それが土づくりに当たると思っておりまして、その授業の中で客観視して、教師側の見立てと子どもの思いとが本当に合っているのかどうかみたいなところをしっかりと見ないといけないと思っています。教師の育てのまなざしと、この客観的なアンケートのデータとをクロスして、かつ、研究者からの視点もいただきながら、その集団の風土は見ていくことはできるのかなというふうに思っているところです。地道ではありますが、変化は絶対にありますので、そういうものを見ながら進めていきたいと考えています。結局は、授業が面白くないということなんです。日々の生活において、休み時間が楽しい。これもいいですし、給食がおいしい。これも大事です。何かしら学校生活の中で子どもが夢中になれるものがないということについて、今一度こちらも見直しをして、今まで積み上げてきたことに質の向上というか、そういうものを加味して考えていきたいということです。

（高島市長）

学校環境適応化事業の話もこれに近いのではないですか。

（野村学校教育担当部長）

そうですね。来年度に試験的に実施する子どもの実態把握アプリを導入しますが、こちらについても、いわゆる満足度というのは出てきますので、どれだけ客観的に把握をして、日常の自分の見立てと照り合わせるかということになります。

(河盛委員)

不登校といじめの関係なんですけれど、不登校のほうからいじめを見ると、不登校でいじめにあっていう人は確かにいるんですけども、不登校にはならずとも変わらないレベルでいじめにあっていう人もいますよね。例えば、友達に無視されたとか、嫌なこと言われたから学校に行けなと。親には学校に行けない理由は言わない。特に中学生や小学校高学年になると、そういうことは親に言いたくないですからね。親が学校に文句を言ってきたものだけがいじめと捉えられていて、そうではないけれど同じようなケースはこの数倍あるのではないかと思います。

それと、担任の先生に嫌なことを言われて学校に行けなくなっているというお子さんも正直おられるんです。学年が変わって担任が変わると、また行けるようになるお子さんも結構おられるのですが。長期で休んでいるお子さんについては、こういうこともベースにある可能性があるとして、最初から認識をして、ちょっと対応していかないといけないと思うんです。こういうケースは担任以外の先生が接触をしないと、なかなか本当の理由が分からないということが多くありますね。森川委員が言われたように、子ども側の認識と先生の認識は数倍違うのは当たり前だと思います。何でやと聞いても、いじめられているとか、そんなこと言わないですよね。結局そういう子は、いじめのカウントに入っていないということです。いじめにカウントされているのは、あくまでいじめられていることを言ってきたケースであって、言っていない子も実態はあまり変わらないと思いますので、不登校でいじめがベースになっている、あるいは担任との関係性もありますが、そうしたケースはかなりの割合でいるという前提で対応されたほうが良いと思います。

(極楽寺委員)

河盛委員のお話を聞いて思いましたのは、こうした経験は心に残るということを大人は改めて意識をしなければならないということです。保護者の方とお話をする機会がありましたらお伝えしたいと思います。

教育長のお話の中で、やはり「PEACEプロジェクト」と市長がおっしゃられた「ちょうどの学び」、これらが芦屋市に浸透することによって、学校が楽しい、家が楽しいなど子どもさんにとってたくさんの居場所があればあるほどいいのではないかと思います。これは大人でも当てはまることで、私も、教育委員、職場、そして家庭と、たくさんの居場所があることに感謝しており、どんどん広がっていけばいいなと思っています。野村参事が以前おっしゃっておられた、芦屋で学んでよかったと、そうみんなに言っていただけるように頑張りたいなと思っていますので、今後ともよろしくお願いします。

(高島市長)

いじめの話というのは、ともすれば教育委員会に任せていると見られることもありますが、市長部局の部長級も出席する本部会議もございますし、これについては市を挙げて取り組んでいかなければならない問題だと思っています。教育委員会としっかりと連携をして取り組んでいきますので、よろしくお願いします。

(上田企画部長)

これもちまして、議題はすべて終了いたしました。

それでは最後に一言、教育長のほうから御挨拶をお願いいたします。

(福岡教育長)

最後に一言申し上げたいと思います。

教育委員会では、市長が使われておられる「ちょうどの学び」という言葉を使っていないんです。教育指針には、「一人一人を大切にした」という言葉を使ってるんです。なぜかと申し上げますと、市長は教育大綱において市長ご自身のお言葉で語られ、市民の皆様きちっと説明され理解を求めておられる。教育委員会は、執行機関として、「一人一人を大切にした」をキーワードにしてそのことを大切にしてきたからです。

社会教育に関しては、今後も教育長が率先していろんな場に出向き、市民の皆さんと今まで以上に情報交換して交流していきますので、どうか安心していただきたいと思っています。

教育委員会は、いじめや不登校対策として、今回予算化したものをきちっとやってほしい。そして成果を上げてほしい。そしてさらにこうすればよくなるということについては、どんどん提案して進めていってほしいと思っています。

最後に、いろいろな事情で休む職員が増えてきています。これは職員だけの責任ではなくて、その背景にあるのを推察してほしいなと思っています。職場というのは、市民のため、子どものためにあるのですが、自分自身、そして自分の家族のためでもあるということを十分に理解していただいて。それが、強いては全体的な土づくりにもつながると考えております。みんなが「教育のまち 芦屋」で子育てしてよかったな、そして学んでよかったな、さらには、教育を通じて充実できたなど。それが教育ですので、今後も一緒になってやっていただきたいと思っています。いろいろとお世話になりました。私の締め言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

(高島市長)

ありがとうございました。教育長がつくってくださったこの下地をこれから先どう仕上げさせていくかというのは、次の教育委員会に求められる大事なある種の宿題として残った部分なのかなと思いますので、今日話した社会教育もそうですし、いじめの話もそうですし、本当に市を挙げて、やはり「ちょうどの学び」、私は「ちょうどの学び」って言い続けますので、この「ちょうどの学び」をしっかりと芦屋の子どもたちに、そして子どもたちだけでなく、社会教育でいいますと本当にみんなのことですので、芦屋市民の皆様が楽しく、学び続けられるようなまちをつくっていきたいと思います。

教育委員の皆様、今後ともよろしく願います。教育長、ありがとうございました。

(教育長)

どうもありがとうございました。

(上田企画部長)

ありがとうございました。

本日の会議録でございますが、作成次第、その内容を各委員にご確認いただきますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

～終 了～